

会 告

歯科麻酔専門医の申請条件改定に関わる新制度換算表と 次年度受験者の特別措置について

15期の専門医審査委員会および理事会にて、新制度での単位換算表について検討を行い、専門医共通講習が追加され・いくつかの項目について単位が見直されました。大きな変更としては、本学会学術集会での発表単位が10単位から5単位へととなりました。

・単位換算表（学会発表）の改定

	旧制度	新制度
日本歯科麻酔学会 学会発表	10 単位	5 単位
学会認定関連団体 学会発表	5 単位	3 単位
国際関連学会 学会発表	5 単位	5 単位
関連学会 学会発表（医科麻酔）	3 単位	2 単位
関連学会 学会発表（麻酔に関連する内容）	2 単位	1 単位

※申請時に必要な学術業績30単位の内、10単位は、機関誌・英文機関誌・本学会学術集会において筆頭で発表したものである必要がある。

しかしながら、この度の改定が社員総会での承認が必要であったために、会員への周知が遅れたことを考慮し、第16回歯科麻酔専門医試験に限り、特別措置をとることとなりました。

具体的には、歯科麻酔専門医制度施行細則の付則を下記のように改定し、本学会学術集会における発表の筆頭者である場合は、1つの発表に限り10単位を与えることになりました。

関係する会員各位におかれましては、ご注意下さいますようお願い申し上げます。

記

・歯科麻酔専門医制度施行細則改定（付則第2項の追加）

付則

2. 令和2年に実施する第16回歯科麻酔専門医試験において、歯科麻酔専門医制度規則第4条6における専門医にふさわしい業績を有する要件として以下の特例を設ける。

特例：日本歯科麻酔学会学術集会における発表の筆頭者である場合、1つの発表に限り10単位を与える。

以上